

令和 3 年度(2021 年度)

八王子市重層的支援体制整備事業実施計画

八王子市福祉部福祉政策課

# 目次

## 1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的と背景

(2) 計画の位置付け

(3) 計画の期間

(4) 計画の策定過程

## 2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業

(2) 地域づくり事業

(3) 新たな機能

## 3 その他

(1) 重層的支援会議について

(2) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の目的と背景

本市ではこれまで、市内各地域に設置した地域福祉推進拠点(現はちまるサポート)を「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(以下「モデル事業」という。)」として位置づけ、地域の中で課題を丸ごと受入れ、専門的な相談・支援機関へつなぎ、課題解決を図ってきました。

また、令和元年度(2019年度)に包括的な地域福祉ネットワーク会議を設置し、専門的な相談・支援機関との情報共有や地域生活課題の把握を包括的に受け止め、課題把握・解決に向け、サービスを一体的に実施する方法等について検討を実施してきました。

一方で、社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

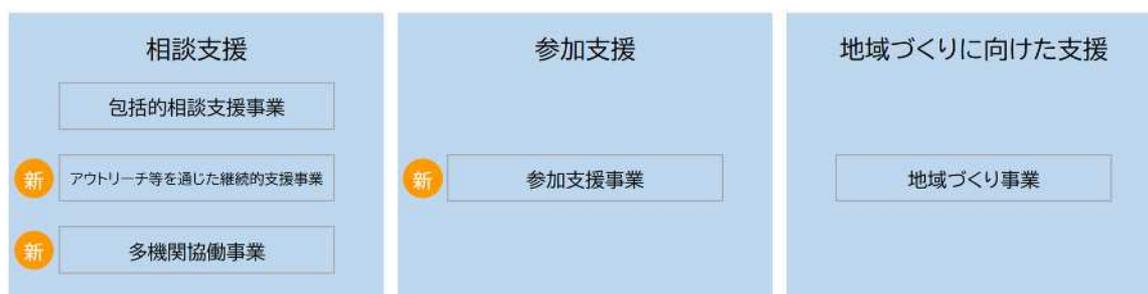
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和3年(2021年)4月に施行されました。

本市では、モデル事業の発展形として重層的支援体制整備事業に取り組み、効果的な取組とするため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

### 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、からまでの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野(介護、障害、子ども、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(社会福祉法第106条の8、第106条9)として交付するものです。



## (2) 計画の位置付け

本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

また、本実施計画は、地域福祉計画及び対象者別計画である高齢者計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども若者育成支援計画との整合を図ります。



## (3) 計画の期間

本実施計画は、令和3年度(2021年度)の1年間を計画期間とします。

## (4) 計画の策定過程

本実施計画の策定にあたっては、専門的な相談・支援機関によって構成する八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議及び地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する社会福祉審議会の地域福祉専門分科会から意見を聴取しました。

## 2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

### (1) 包括的相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。(図1のとおり)

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】	介護	委託	【支援機関】 高齢者あんしん相談センター(旭町、高尾、左入、中野、南大沢、めじろ、長沼、川口、元八王子、片倉、堀之内、長房、子安、もとはち南、寺田、大横、恩方、由木東、石川、大和田、追分) 【所管課】 高齢者福祉課	21
障害者相談支援事業 【第1号のロ】	障害	委託	【支援機関】 地域活動支援センターあくせす 【所管課】 障害者福祉課	1
利用者支援事業 【第1号のハ】	子ども	直営 ・ 委託	【支援機関】 ○基本型 子ども家庭支援センター(館、石川、みなみ野、南大沢、元八王子)、親子つどいの広場(ゆめきっず、堀之内、西八王子、檜原、大和田)、児童館(浅川、中郷、中野、南大谷、北野、館ヶ丘、松が谷、由木、川口、元八王子) ○特定型 市役所本庁舎、八王子駅南口総合事務所 ○母子保健型 保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢) 【所管課】 子ども家庭支援センター、青少年若者課、保育幼稚園課、子育て支援課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター	25
生活困窮者自立相談支援事業 【第1号のニ】	困窮	直営 ・ 委託	【支援機関】 市役所本庁舎、就労アシスト事務所 【所管課】 生活自立支援課	2

(2)地域づくり事業

各分野ごとに、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

実施事業	対象分野	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援事業 【第3号のイ】	介護	<p>【地域づくり支援の拠点】</p> <p>ボランティア受け入れ機関(234施設、136団体)、ふれあいいきいきサロン(133団体)、自主サロン(35団体)、保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢)</p> <p>【所管課】</p> <p>高齢者いきいき課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター</p>	541
生活支援体制整備事業 【第3号のロ】	介護	<p>【地域づくり支援の拠点】</p> <p>高齢者あんしん相談センター(旭町、高尾、左入、中野、南大沢、めじろ、長沼、川口、元八王子、片倉、堀之内、長房、子安、もとはち南、寺田、大横、恩方、由木東、石川、大和田、追分)</p> <p>【所管課】</p> <p>高齢者いきいき課</p>	21
地域活動支援センターの基本事業 【第3号のハ】	障害	<p>【地域づくり支援の拠点】</p> <p>地域活動支援センター(あくせす、パオ、わくわく)</p> <p>【所管課】</p> <p>障害者福祉課</p>	3
地域子育て支援拠点事業 【第3号のニ】	子ども	<p>【地域づくり支援の拠点】</p> <p>親子つどいの広場(ゆめきっず、堀之内、西八王子、檜原、大和田)、親子ふれあい広場(クリエイト、館、石川、みなみ野、南大沢、元八王子)、民間保育所(からまつ、省我、白百合寺田、なみのり第二、めぐみ第二、白百合栢田)、認定こども園(共励こども園、共励第二こども園、幼保連携型認定こども園せいび、せいがの森こども園)、市立保育所子育て広場(子安、千人、高尾、恩方、富士見台、津久田、長房中央、北野、みなみ野、元八王子)、児童館(浅川、中郷、中野、南大谷、北野、館ヶ丘、松が谷、由木、川口、元八王子)</p> <p>【所管課】</p> <p>子ども家庭支援センター、保育幼稚園課、子どもの教育・保育推進課、青少年若者課</p>	41
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	困窮	<p>【地域づくり支援の拠点】</p> <p>はちまるサポート(石川、川口、恩方、浅川、大和田、台町、由井、由木、由木東)、フードパントリー</p> <p>【所管課】</p> <p>福祉政策課、生活自立支援課</p>	10

(3)新たな機能

新たな機能である参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業については、八王子市社会福祉協議会に委託し実施します。

実施事業	実施形態	実施体制
参加支援事業 【第2号】	委託	【実施主体】 八王子市社会福祉協議会 【実施拠点】 はちまるサポート(石川、川口、恩方、浅川、大和田、台町、由井、由木、由木東) 【配置人員】 25名 【実施内容】 はちまるサポートを拠点とした地域の資源発掘、支援プランの作成。 【所管課】 福祉政策課
アウトリーチ等 を通じた継続的 支援事業 【第4号】	委託	【実施主体】 八王子市社会福祉協議会 【実施拠点】 はちまるサポート(石川、川口、恩方、浅川、大和田、台町、由井、由木、由木東) 【配置人員】 25名 【実施内容】 はちまるサポートを拠点としたアウトリーチの実施、支援プランの作成。 【所管課】 福祉政策課
多機関協働事業 【第5号】	委託	【実施主体】 八王子市社会福祉協議会 【実施拠点】 ボランティアセンター 【配置人員】 6名 【実施内容】 複雑化・複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催。 【所管課】 福祉政策課

### 3 その他

#### (1)重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業の中で規定される重層的支援会議は、多機関協働事業者である八王子市社会福祉協議会が主催します。

なお、重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

#### (2)重層的支援体制整備事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画による他、別途作成するマニュアル等に基づき効果的に実施します。

図 1

